

個人情報の取扱いに関する細則

第1条（目的）

本細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人が定める、個人情報保護に於ける基本方針を別途定め、「個人情報の保護に関する法律」に準じて、個人情報を適正に取り扱うことを目的とする。

第2条（適用範囲）

秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人が収集する全ての個人情報の保護について適用される。

なお、個人情報の媒体については、電子媒体、紙媒体いずれも対象とする。

2 個人情報を取り扱う者は、管理組合法人役員および専従職員に限定する。

第3条（個人情報保護管理責任者）

個人情報の個人情報保護管理責任者は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人理事長とする。

第4条（個人情報の特定）

秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人で扱う個人情報に関する書類は、以下の通りとする。

分野	書類名	担当責任者
管理組合員の届出書など	<ul style="list-style-type: none">・秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人加入届および誓約書・管理費等預金口座振替依頼書・入居者名簿・秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人脱退届・第三者の住宅使用届出書および誓約書・住宅退去届（借入の場合）・住宅長期不在届出書・住宅の用途併用承認申請書、承諾書および誓約書・その他、理事会で承認されたもの	総務グループ長
管理事務所の管理書類など	<ul style="list-style-type: none">・管理組合員名簿・管理組合員銀行口座一覧リスト・管理組合費定額自動支払納入明細票・その他、理事会で承認されたもの	総務グループ長 財務グループ長
駐車場届出書など	<ul style="list-style-type: none">・駐車場使用契約申込書（1台目）（一斉契約更新）・駐車場使用契約書・駐車場使用契約の解除（または予告）届・自動車の車種（名）車両番号等の変更届および車庫証明・空き駐車場使用申込書兼駐車許可証	業務第2グループ長

リフォーム など	・住宅等の改造、模様替えおよび修繕承認申請書 ・同上 承諾書 ・さつき東リフォーム工事説明書	業務第1グループ長
-------------	--	-----------

第5条（個人情報の収集）

個人情報の収集は、別途利用目的を定め、情報主体に利用目的を説明し、承諾を得て収集する。

- 2 個人情報の収集は、利用目的に必要な限度で収集する。
- 3 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で収集しなければならない。
- 4 個人情報の利用目的については、書面にて管理事務所に掲示する。

第6条（機微な個人情報の収集禁止）

次に挙げる種類の内容を含む個人情報については、これを収集しまたは利用、提供してはならない。ただし、当該情報の収集、利用または提供について情報主体の明確な同意がある場合、法令に特段の規定がある場合、または司法手続き上、必要不可欠である場合についてはこの限りではない。

- 一 思想、信条、宗教に関する事項
- 二 人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- 三 集団示威行為への参加、請願権への行使、およびその他の政治的権利の行使に関する事項
- 四 保健医療および性生活

第7条（情報主体以外から間接的に収集する場合の措置）

情報主体以外から間接的に個人情報を収集する場合、情報主体に対して個人情報の収集、利用に関する同意を得ること。

第8条（個人情報の利用および提供に関する措置）

個人情報の利用および提供は、情報主体が同意を与えた収集目的の範囲内で行わなければならない。

なお、次に挙げる項目のうちいずれかに該当する場合は、情報主体の同意を必要としない。

ただし、下記の判断は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人理事長が行うものとする。

- 一 法令の規定による場合
- 二 情報主体および公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
- 三 情報主体から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合はこれに応じなければならない。

第9条（情報主体からの個人情報の開示を求める権利）

情報主体から自己の個人情報の開示請求があった場合、本人確認を行ない、その者の個人情報を開示しなければならない。また、開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除の請求があった際、速やかにそれに応じなければならない。

- 2 訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該情報主体に通知しなければならない。

第10条（収集目的以外の利用および提供の場合の措置）

情報主体が同意を与えた収集目的の範囲外で個人情報の利用、開示または提供を行う場合、利用または開示或いは提供の目的、開示先または提供先を書面で明確にし、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人理事長の承認を得て、書面またはこれにかわる方法によって情報主体に通知し、同意を得て行わなければならない。

第11条（個人情報の適正管理義務）

個人情報は、収集目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

- 2 情報主体から自己の情報についての利用または第3者への提供を拒まれた場合はこれに応じなければならない。

第12条（個人情報の利用の安全性確保）

個人情報へのアクセスによる、個人情報の紛失、改ざん、破壊および漏洩などのリスクに対して下記の安全管理対策を講じるものとする。

情報形態	安全管理対策
電子媒体	電子媒体の個人情報は、パスワードによる漏洩防止対策を行う。 電子媒体の個人情報の持ち出しは禁止する。但し、止むを得ず持ち出しが必要な場合は秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人理事長の承認を得て、該当する個人情報名、目的、持ち出し先を書面で提出し、持ち出すものとする。 電子媒体の個人情報はHDDのミラーリング機能によるバックアップおよび必要に応じ、USBフラッシュメモリへのバックアップを行う。 USBフラッシュメモリは、管理事務所の金庫に保管する。 PCを入れ替える場合は、古いPCのHDDを物理的に破壊して廃棄するものとする。
紙媒体	紙媒体の個人情報の持ち出しは禁止する。 紙媒体の個人情報は管理事務所に保管し、管理人が紛失、改ざん、破壊および漏洩などが起こらないよう、管理するものとする。 古い個人情報の廃棄はシュレッダーで粉砕し廃棄するものとする。

第13条（個人情報を含む委託処理に関する措置）

秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人が個人情報を含む業務を委託する場合は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人の理事長が承認した者を選定し委託をしなければならない。

第14条（苦情および相談）

情報主体から個人情報に関する苦情、相談があった場合、真摯に対応しなければならない。

第15条（個人情報の取扱者）

個人情報の取り扱いは、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人役員および専従職員とする。

附則

この細則は、平成21年5月17日の第28回定期総会で可決後施行する。

附則

この細則は、平成25年5月19日から施行する。